

家屋照合調査の実施のお知らせ

平成30年度から平成32年度にかけて、固定資産税の課税対象となる家屋の全棟調査を実施します。
この調査の一環として、10月から家屋照合調査を行いますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

○全棟調査とは

この調査は、町内のすべての家屋について固定資産課税台帳の登録事項と比較し、増改築や未登記による課税もれ、または取壊し等がある家屋を調査するもので、固定資産税の課税対象となる家屋を正確に把握し、固定資産税の公平かつ公正な課税を行うことを目的としています。

○調査方法

今回の調査は、家屋の課税資料を基に、原則公道からの目視による照合調査としますが、公道から確認できない場合は、お声がけのうえ敷地へ入らせていただく場合もあります（原則外観調査のみで家屋の中には入りません）。

調査の記録のため家屋や敷地の写真撮影を行います。

○現地調査員

調査は、町が委託した業者の現地調査員が行います。

「茨城町」の腕章と町が発行した現地調査員証を携帯しています。

なお、現地調査員が家屋調査以外の調査を行うことはありません。

○調査期間

平成30年10月～平成31年9月

なお、課税されていない家屋が調査の結果確認された場合は、後日あらためて評価のための調査にお伺いしますので、あらかじめご了承ください。

○委託業者

国際航業株式会社 東京都府中市晴見町2-24-1 ☎042-307-7425

【問合せ先】 税務課 ☎029-240-7114（直通）



（現地調査員の服装）

不動産取得税のお知らせ

○不動産取得税とは

不動産取得税とは、土地や家屋を取得（売買、贈与、交換）または家屋を建築（新築、増築、改築）したときに課税される県の税金です。所有権の登記の有無、有償・無償は関係ありません。

不動産を取得した方は、取得した日から60日以内に「不動産取得申告（報告）書」を茨城町税務課または水戸県税事務所にて提出してください。

○納める額

税額 = 不動産の価格（※1）×税率（※2）

※1 不動産の価格とは、市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格（固定資産評価額）をいいます。

※2 税率は、土地及び住宅は3%、住宅以外の家屋は4%です。

○軽減措置

以下に主なものを例示しますが、これら以外にも様々な軽減措置があります。詳しくは、水戸県税事務所までお問い合わせください。

- ・宅地等については、固定資産評価額の2分の1の額を控除して税額を計算します。
- ・住宅や住宅利用の土地を取得した場合など、一定の要件を満たしていれば、申請により軽減を受けることができます。

【問合せ先】 茨城県水戸県税事務所 課税第二課 ☎029-221-4820

水戸市柵町1-3-1

HP : <http://www.pref.ibaraki.jp/somu/zeimu/kikaku/zeimu.html>

～第17回世界湖沼会議サテライト会場～

第4回 涸沼環境フェスティバル

ーラムサールシンポジウム in ひぬまー を開催します！

涸沼に関するシンポジウムのほかにも、涸沼の豊かな自然に触れられる様々なイベントが盛りだくさん。熱気球にも体験搭乗できます！ あなたも熱気球に乗って、涸沼を上空から見てみませんか？

▶日 時 9月30日(日) 午前10時～午後3時30分（雨天決行）

▶場 所 涸沼自然公園（茨城町中石崎2263）

▶内 容

- 町特産品の試食ブース
- 環境関連団体等による出展
- ステージ
 - 学生による事例発表
 - あんば囃子の披露
 - 特別講演 気象予報士 森田正光氏
 - パネルディスカッション など



- 環境体験アクティビティ
 - ・熱気球搭乗体験 **先着300人**
整理券配布：午前9時30分～
受付場所：涸沼自然公園 太陽の広場
 - ・ハゼ釣り体験 **各回先着50人**
受 付：午前10時～
午前の部：午前11時～ 午後の部：午後1時～
受付場所：茨城県環境管理協会ブース
 - ・屋形船クルージング **先着25人**
受 付：午前10時～
開 始：午後1時30分～
受付場所：イベント会場本部
 - ・さし網漁見学 **各回先着30人**
受 付：午前10時～
午前の部：午前11時～ 午後の部：午後2時～
受付場所：ひろうら田舎暮らし体験推進協議会ブース

【問合せ先】 みどり環境課 ☎029-240-7135（直通）

「生産性向上特別措置法」に基づく中小企業者等の設備投資支援について

町では、「生産性向上特別措置法」に基づき、町内に事業所を有する中小企業等が労働生産性を向上させるために策定する「先端設備等導入計画」の認定申請の受付を開始します。

認定を受けることにより、中小企業者等は、一定の設備投資について**固定資産税（償却資産）が3年間ゼロ**となり、**国の各種補助金の優先採択の対象**となるなど、優遇措置を受けることができます。

詳細や申請書類については、町ホームページでご確認ください。ご不明な点は下記までお問い合わせください。

○対象設備

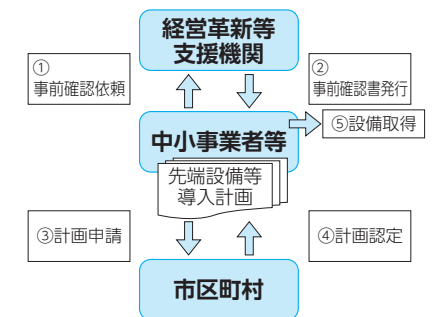
設備の種類	用途または細目	最低価額 1台または1基 の取得価額	販売開始時期
機械装置	全て	160万円以上	10年以内
工具	測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
器具備品	全て	30万円以上	6年以内
建物附属設備(※1)	全て	60万円以上	14年以内

※1 償却資産として課税されるものに限る

○認定を受けられる「中小企業者」の規模(中小企業等経営強化法第2条第1項)

業種分類	中小企業等経営強化法第2条第1項の定義	
	資本金の額又は 出資の総額 以下	常時使用する 従業員の数
製造業その他*	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
政令指定業種 ゴム製品製造業**	3億円以下	900人以下
ソフトウエア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

*【製造業その他】は、上記「卸売業」から「旅館業」まで以外の業種が該当します
**自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く



【問合せ先】 商工観光課 ☎029-240-7124（直通）

HP : <http://www.town.ibaraki.lg.jp/soshiki/division3/syoukoukankou/gyomu/1531905436519.html>